

# 商品概要説明書

## マイカーローン（一般型C）

（令和3年4月1日現在）

|           |  |
|-----------|--|
| 商品名       | マイカーローン（一般型C）  |
| ご利用いただける方 | <ul style="list-style-type: none"><li>○地区内に在住または在勤の方。</li><li>○お借入時の年齢が満18歳以上75歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。</li><li>○継続して安定した収入のある方。ただし、新卒内定者で、入社月の3か月前以降に借入申込みいただく場合を除く。</li><li>○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。</li><li>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</li></ul>   |
| 資金使途      | <ul style="list-style-type: none"><li>○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金（借入申込日から過去3か月以内にお支払済みの資金を含む。）が対象です。ただし、営業用自動車、個人間売買に伴う資金は除きます。<br/>なお、借入にかかる諸費用（振込手数料、印紙代）については資金使途に含めることができるものとします。<ul style="list-style-type: none"><li>①自動車・バイク（ともに中古車を含む。）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。</li><li>②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。</li><li>③運転免許の取得のためのご資金。</li><li>④カー用品（カーナビ等）のご購入資金。</li><li>⑤車庫建設のためのご資金。</li><li>⑥他金融機関・信販会社等自動車ローンの借換資金（残価設定型クレジット含む。）。</li></ul></li><li>○農業従事者に限り、軽トラックを資金使途に含めることができます。</li></ul> |
| 借入金額      | <ul style="list-style-type: none"><li>○10万円以上1,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。ただし、貸付時年齢が満20歳未満または満71歳以上の場合については、200万円を上限とし、満20歳以上の新卒内定者の場合については、300万円を上限とします。</li></ul>  |
| 借入期間      | <ul style="list-style-type: none"><li>○据置期間を含め6か月以上10年以内とします。なお、据置期間は新卒内定者のみを対象とし、初回ご融資日からご融資対象者の入社前月末日までの範囲内とします（最大3か月）。</li></ul>  |
| 借入利率      | <p><b>【固定金利型】</b></p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、お借入日の当JA所定の利率を適用させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○お借入利率には、年0.79%または1.35%の保証料を含みます。<br/>※キャンペーン時には保証料率が異なる場合がございます。</li></ul>   |

|                    |  |
|--------------------|--|
|                    | ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。   |
| 返済方法               | ○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。  |
| 担保                 | ○不要です。   |
| 保証人                | ○当 J A が指定する保証機関（三菱 U F J ニコス株式会社）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。   |
| 手数料                | ○頂いておりません。   |
| 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | ○苦情処理措置<br>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部金融管理課（電話：087-825-0227）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。<br>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。<br>○紛争解決措置<br>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部金融管理課または J A バンク相談所にお申し出ください。<br>愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）<br>岡山弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。） |
| その他                | ○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。<br>○印紙税が別途必要となります。<br>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。  |

J A 香川県

(注) 1 借入利率は、「固定金利型」とします。